

東京都知事

小池 百合子 様

令和4年度
東京都予算編成等に対する要望書

令和3年11月11日

東京都渋谷区広尾5-7-1

東京都生活衛生同業組合連合会

会長 伊澤 勝令

目 次

	(頁)
要望書 1 東京都生活衛生同業組合連合会	1
要望書 2 東京都鮪商生活衛生同業組合	8
要望書 3 東京都社交飲食業生活衛生同業組合	1 2
要望書 4 東京都料理生活衛生同業組合	1 5
要望書 5 東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	1 7
要望書 6 東京都氷雪販売業生活衛生同業組合	1 9
要望書 7 東京都理容生活衛生同業組合	2 1
要望書 8 東京都美容生活衛生同業組合	2 4
要望書 9 東京都興行生活衛生同業組合	2 9
要望書 1 0 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	3 1
要望書 1 1 (公財) 東京都生活衛生営業指導センター	3 7

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都渋谷区広尾 5-7-1

東京都生活衛生同業組合連合会

会 長 伊 澤 勝 令

東京都生活衛生同業組合連合会

傘下団体

東京都鮪商生活衛生同業組合	理事長	山縣	正
東京都麺類生活衛生同業組合	理事長	田中	秀樹
東京都中華料理生活衛生同業組合	理事長	玄地	正和
東京都社交飲食業生活衛生同業組合	理事長	塚口	智
東京都料理生活衛生同業組合	理事長	三田	芳裕
東京都飲食業生活衛生同業組合	理事長	原田	啓助
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合	理事長	本間	修
東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	理事長	鈴木	章夫
東京都冰雪販売業生活衛生同業組合	理事長	福島	美男
東京都理容生活衛生同業組合	理事長	稲葉	孝博
東京都美容生活衛生同業組合	理事長	金内	光信
東京都興行生活衛生同業組合	理事長	菅野	信三
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	工藤	哲夫
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	理事長	佐藤	明弘
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	理事長	近藤	和幸
東京都クリーニング生活衛生同業組合	理事長	伊澤	勝令

要望の趣旨

私ども、生活衛生関係営業(生衛業)は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、17業種においてそれぞれ東京都生活衛生同業組合を設立しており、これらのうち16組合による東京都生活衛生同業組合連合会(東生連)を組織しております。

生衛業は、地域住民の日常生活に不可欠で、かつ利用者・消費者にとって安全で衛生的、良質なサービスや商品の提供に努めることにより、都民の生活を支えるとともに、地域社会の中で街づくりなど多方面にわたって貢献しているところです。

新型コロナウイルス感染拡大は、ようやく10月に4度目の緊急事態宣言が解除されましたが、これまで長期に渡って経済社会活動に多大な影響を及ぼし、とりわけ、小規模事業所が多数を占めている生衛業は深刻な打撃を被り、さらに第6波が懸念されている状況において厳しい経営を強いられ営業継続への危機感が一層増大しています。

東京都におかれましては、豊かな都民生活を支えている生衛業界にとって、衛生水準確保のための経営の安定・振興は、特に重要であることをご賢察いただき、格別のご配慮を賜りますよう16の生活衛生同業組合の総意として要望いたします。

要 望 事 項

1 生活衛生同業組合への加入を促進するための取組に対する支援を要望します。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条に基づく生活衛生同業組合（生衛組合）は、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を果たしており、生衛業の衛生水準の確保に大きく寄与しております。

また、生衛組合に加入する組合員は、新型コロナウイルス感染拡大に対し、国や都の指導に従い営業自粛、感染防止の通達などを遵守しているほか、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに従い適切に事業を行っており、感染拡大防止を含めた衛生管理に最大限の努力をまいりました。

一方、生衛組合に加入しない生衛業者が増加しており、組合員も年々減少しています。

生衛組合の衛生水準確保等に関する役割・意義、活動等にご理解をいただき、保健所における営業許可等の各種申請・届出、講習会等の様々な機会を捉え、新規業者をはじめとする生衛組合未加入の事業者に対し、加入のメリットをはじめ生衛組合に関する情報提供を積極的に行う等、生衛組合との連携協力を一層推進していただくようお願いいたします。

要 望 事 項

2 新型コロナウイルス感染症との長期に渡る戦いを見据え、生活衛生業に対して、アフターコロナを含めた適時適切な支援策を期限切ることなく継続して実施されること要望します。

(1) 感染拡大防止協力金等助成金等について

① 感染拡大防止協力金について、入金が非常に遅れており、経営上、大きな支障がでています。

申請受付、協力金の支給等について、より一層スピード感をもった速やかな対応をお願いします。

② 休業・時短要請に協力した大中小零細の店舗への協力金（補償額）について、事業規模に応じて、売上減少に対する十分な補填ができる支給をお願いします。

③ 飲食店等に食材等を卸す関連事業者は、これまでの飲食店等に対する休業要請や営業時短要請により甚大な影響を受けています。アフターコロナにおいて事業が継続できるよう支援給付金制度の拡大等必要な支援策を講じるようお願いします。

④ コロナ禍で経営環境激変により事業存続のため協力金等支援金のみでは賄いきれず、借入に依存せざるを得ない状況です。感染拡大の長期化により経営状況の好転が見込めず、借入金の負担が重くのしかかり、返済の目処に苦慮している実態もあります。

借入を行っている事業者に対し、借入返済の猶予期間の最大限の延長、更なる利率の低減、利子補給の実施、劣後ローンの積極的な推進（借入額の資本化）等が講じられるよう関係部署への働きかけを要望します。

要 望 事 項

(2) 国及び東京都からの営業自粛や酒類提供禁止等の要請の順守について

- ① 緊急事態宣言下において、営業自粛や時間短縮、酒類提供禁止要請を守らず営業を続けている店舗が黙認され、行政の指示に従って真摯に取り組む店舗が馬鹿をみる状況が見受けられました。
第6波が懸念される中、行政からの要請の順守について公平性が担保される施策が展開されることを要望します。
- ② 酒類から新型コロナが感染するのではなく、飲酒するお客様のモラル、マナーの欠如が感染リスクを招いている面もあります。飲食店等においてお客様への注意、強制的な退店等は困難であり、行政として改善に向けての支援をお願いします。
- ③ 新型コロナ感染拡大は、若者の路上、公園内の酒類の飲酒行為が感染拡大の一因とも想定されます。自治体によって路上喫煙禁止の条例等の制度も施行されていることから、路上、公園内の酒類の飲酒行為を取締まりでできる根拠となる条例等の制度を早急に構築されることを要望します。

(3) 甚大な影響を受け疲弊した生衛業者の再建キャンペーンの実施について

断続的に繰り返される飲食店に対する休業要請や営業時間短縮によって飲食店は大打撃を受け、また、インバウンドがなくなり、さらにオリンピック競技大会が無観客開催になったことからホテル旅館業をはじめとした生衛業者は瀕死の状態にあります。

アフターコロナを見据えて、昨年来頓挫している GoTo キャンペーンの趣旨を踏まえた生衛業者再建キャンペーンや業種別商品券助成など支援事業を展開されるよう要望します。

要 望 事 項

3 東京都受動喫煙防止条例への対応について要望します。

(1) 補助金継続について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応で飲食店等は手一杯であり、喫煙室を作ろうとしていたものの資金繰りが厳しくなり再検討せざるを得ない店舗もあります。

また、小規模の店舗では十分なスペースを確保できず、投資コストも莫大なものとなるため喫煙室を作るかを悩んでいる店舗も未だ多数あります。

今後も生活環境整備のための補助金制度として継続していただきますようお願いいたします。併せて、申請要件の緩和や手続きを簡易にしてくださいようお願いいたします。

(2) 条例施行の前後の調査について

昨年来、東京都では、東京都受動喫煙防止条例が、飲食店にどのような影響を与えたかアンケートを行っていただいておりますが、国よりも厳しい条例を作った東京都として、受動喫煙防止の取組状況及び経営収支に与えた影響について、継続的に調査分析し経営支援していただくことを要望いたします。

(3) 公共利用できる喫煙所（公衆喫煙所）の整備について

店舗の資金面や大きさから喫煙所が作れない店舗もあり、また、現在、新型コロナウイルス感染拡大により人流が抑制されているにも関わらず、利用者が多く入り切れていない公衆喫煙所もあります。

人の集まる場所や、自治体が独自に条例を策定しているところには、公衆喫煙所の整備を各行政機関に働きかけていただくよう要望いたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都江東区豊洲 6 - 5 - 1

豊洲市場 6 街区

東京都鮪商生活衛生同業組合

理事長 山 縣 正

要 望 事 項

1 中央卸売市場の臨時休業日の撤廃を要望します。

東京都中央卸売市場の休業日は、条例上、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、及び年末年始を原則とした上で、開場日に臨時に休業することができるかとされております。

現在、月によって4週6休又は、4週8休の休業日となっています。

しかしながら、このような臨時休市により、休市前後は、食材が高値取引となり、休市日に営業の際には、お客様から鮮度の落ちた食材を出したかのようにいわれ、大変困惑しております。

このため、臨時市場休業日を撤廃されるよう要望いたします。

また、どうしても休市が必要な場合には、休市日は、セリを行わなくとも、仲卸店舗が半分交替で営業する形を要望します。

要 望 事 項

2 豊洲市場に関して、次の事項を要望します。

(1) 豊洲新市場 6 街区に自由に止められる駐車場の設置

豊洲市場の 6 街区の駐車場は 6 街区協議会という団体が管理運営を行い、6 街区協議会のメンバーは、東京魚市場卸協同組合、東京魚市場買参協同組合、東京魚商業協同組合、築地市場関連事業者等協議会、買荷保管企業組合、潮待茶屋企業組合、東京都中央卸売市場輸送協力会、東京都中央卸売市場環境整備協会、当組合は 6 街区協議会のメンバーにはなっておりません。

駐車場を有料（毎月 1 万円以上）で契約をしていない買出人（当組合の組合員）は、6 街区 3 階のコインパーキングを利用するしかなく、そのコインパーキングは、駐車できる台数も少なく使用料も高額です。

築地市場とは違い、主要駅からのバス便が少なく、地下鉄も無く、交通アクセスが非常に悪いため、基本的にはバイク、自動車での来場しかないことから、お客として買出しに行っても高額な駐車料金を取ることやコインパーキングに駐車できる台数が少ないことに対して、かなりの不満が噴出しております。この状態が続くと、豊洲市場での買出しを止めたり、買出しに行っても駐車料の関係から短時間で済ませるようになり、仲卸店や他の食材店の売上の減少も起こります。

これらを改善するため、豊洲市場 6 街区に買出人であれば、最低 100 台以上は無料で自動車を駐車できるスペースとバイク、自転車が多く止められる駐車場も作って頂くことを強く要望します。

(2) 施設使用料の減額を要望します

豊洲市場は都内でもかなり隅にあり、交通アクセスが大変悪く、築地市場に比べ通勤交通費が大幅に上昇し、負担が増えた為、施設使用料の減額を要望します。

要 望 事 項

(3) 交通アクセスの充実を要望します。

旧築地市場は、日比谷線、大江戸線、都営浅草線に最寄駅があり、銀座に近く交通アクセスが抜群に恵まれていましたが、豊洲市場は有楽町線の豊洲駅からかなり距離があり、ゆりかもめは運賃が高額で不便なことから、大江戸線や有楽町線といった東京メトロまたは都営地下鉄の延伸を要望します。

勿論、道路についても都内どの方面からもスムーズに行けるよう、整備を要望します。

3 出前車両の駐車禁止違反での取締りの廃止を要望します。

配達中に「出前中」と掲示して停車している出前車両を駐車禁止で取り締まる行為はやめて頂きたい。

また、自分の店の前の歩道に出前用バイクを止めただけで駐車禁止違反にされた店もあり、以前では考えられなかった事で、このような行為はやめて頂きたい。

特に駐車監視員制度が始まってから、厳しくなっており、出前車両の駐車禁止違反での取締りの廃止が出来ないなら、駐車監視員に取締り台数のノルマがあるのか？1台取締ると監視員はいくら貰えるのかを具体的に教えて頂きたい。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都新宿区西新宿 7 - 1 0 - 1 2

KKDビル 5 0 2

東京都社交飲食業生活衛生同業組合

理事長 塚 口 智

要 望 事 項

1 業界ガイドライン順守店舗に制限緩和の特典付与を要望いたします。

私共、業界では広く公衆衛生の専門家、厚労省、東京都等担当部署関係者と相携えてより理想的な店舗営業形態、店舗内構造を業界ガイドラインとして実践してきました。自主点検事業や感染防止設備設置を通じて、その実効性確保に向け、ステッカー等を活用した取り組みを重ねております一方、法令や時短要請すら順守しないで営業する非組合員店舗が目立つとの声があがっております。

国や都による飲食店の規制においては、第三者認証制度の実施等で一律の規制によらず、少なくとも、私共、法令等順守店舗が廃業に追い込まれることのないよう、給付金の額、申請手続きの簡略化、営業時間及び酒類提供等の制限緩和を強く要望いたします。

2 経済状況好転の為、GoTo 諸施策の実施と私共、社交飲食業界を参加対象とするよう要望いたします。

私共社交飲食業界は経済状況の好転の影響が最後に反映されるという業界です。コロナ禍で時短や休業で営業の縮小、従業員の離職等による店舗営業回復が長期間据え置かれますと経営の維持、継続は極めて困難となります。

この困難な時代ではありますが、我が国経済循環の、それも好循環としてスピードを上げるべく諸施策を講じて頂きたいとお願い申し上げます。過去にはGo to Eatなど実効性が評価されておりましたが、加えましてGo to Drink や Go to Night もご検討下さい。

なお、従前のGo to Eat では風営法第2条第1項該当の私共、社交飲食業種が対象業種から削除されておりましたが、対象業種とするよう併せて要望いたします。

要 望 事 項

3 安全・安心のまちづくりの推進を要望いたします。

安全・安心のまちづくり推進につき、繁華街における悪質な客引き等の迷惑行為防止については、平成 17 年 4 月からの都条例改正・施行、また、国の法律として平成 18 年 5 月 1 日から施行の結果、関係者のご努力により、都内の盛り場の環境は改善しつつあると考えます。

しかし、悪質な業者等は取締りの手薄な地域、時間帯を見計らって迷惑行為を繰り返すなど巧妙になるとともに、一部の地域では引ったくりや悪質な客引き行為等が後を絶たず、街の安全が更に脅かされているのが現状です。これでは単に街が寂れるだけではなく、引ったくりや悪質な客引きが増え、街の治安は悪化し、健全な青少年の育成にも悪影響を及ぼし、強いては日本経済を委縮させることにつながるものであります。

今後とも、健全な青少年の育成の環境を確保していくためにも、また生衛業者の営業にとっても特に悪質な業者への取締り強化等、引き続き安全・安心のまちづくりが推進されることを強く要望いたします。

4 社交飲食等営業を少なくとも午前 3 時まで許可戴けるよう要望いたします。

風営法の改正におきまして、風俗営業の営業時間は原則午前 0 時以降の条例で定める時まで風俗営業を営むことを認めるとされております。今般コロナ禍における 4 度目となります「緊急事態宣言」での酒類提供禁止は全くの論外であります。まん延防止等重点措置のように、営業時間短縮要請が飲酒は午後 7 時迄、営業は午後 8 時迄とされますと、私共業界のガイドラインに従った店舗内接客を順守しましても、お客様の来店が重なり、いわゆる 3 密状態とならざるをえない事態が想定されます。

従いまして、営業時間は長めに設定して頂き、ワクチン接種効果等発揮され、従前の日常を取り戻した場合には社交飲食等営業を少なくとも午前 3 時まで許可戴けるよう要望いたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都中央区日本橋小伝馬町 1 7 - 1 4

日本橋 S&S ビル

東京都料理生活衛生同業組合

理事長 三 田 芳 裕

要 望 事 項

料亭の食文化と芸妓衆の雇用確保について

- ① 料亭の営業許可は、一般飲食店の範囲であるが割烹・居酒屋・一般飲食店と違い個室での営業形態が主であり、今般の飲食店における酒類提供が禁止とされております。旅館業法に守られているホテル・旅館のように個室で飲食を嗜むと同様な扱いとする営業形態を認める働き掛けをお願い致します。
- ② 料亭は、風営法の許認可によって、芸妓衆の入店を認めているが、休業・時短要請や酒類の提供禁止により、個人事業主である芸妓衆の働き場所を奪い、失業状態に陥っているため持続化給付金の継続の働き掛けをお願い致します。
また、取り纏めの検番も同様に休業状態にあり、料亭文化が滞ってしまい、クラウドファンディング事業を起ち上げ、凌いでいる状況で事業支援のための新たな助成金を設けて頂きたい。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都台東区下谷 2 - 1 - 1 0

伊尾ビル

東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合

理事長 鈴木 章 夫

要 望 事 項

1 新型コロナウイルス感染症による飲食等に関わる納品業者に対する給付金の見直しを要望します。

新型コロナウイルス感染症発生における飲食業に対する休業、時短、アルコールの禁止等における協力金に比べて食品等事業用納入業者に対する給付金は非常に少なく、又前年比50%減と基準も厳しくなっていますが決算報告書を基に比較年度売上20、30、40、50%以下と減収に応じた割合で給付して頂けますようお願い致します。

現在、スーパーなどの量販店への流通は市場法の改正により産直及び荷受業者からの納品が多く、生鮮3品等食品を扱う卸売、仲卸の飲食店等納入業者は在庫、冷蔵庫、家賃等必要な固定経費が多いため、一般小売業と違い売上があっても利益率が低く50%減が続きますと殆どの業者は潰れています。コロナ感染症で大変苦境に陥っているのが現状であります。

正確な数字の出せる前年度比の決算報告書の比較を基に売上に応じた給付金をお願い致します。

2 オリンピック後の築地市場跡地の早急の一体化した大規模開発の計画と食文化の築地場外市場との連携した開発をする様要望します。

オリンピック後、築地市場跡地は、都心では最大規模の都市計画が進められていきますが、分割した開発では無く、文化、スポーツなどを取り入れた老若男女全ての人々が平日、休日と何時でも集まる楽しい憩いのある街づくりの開発、将来隅田川の水辺のラインを使った交通網や東京駅、銀座から臨海部へと地下鉄の計画、そして隣接した食文化の街、築地場外市場と連携した開発をして頂きます様お願い致します。

今後は、中央区と江東区、台東区、墨田区と隣接する各区と力を合わせ、水の都東京を広く世界に発信できる様な市場跡地に素晴らしい街を造っていただきたい様一体化した大規模な計画をお願い致します。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都千代田区外神田 3 - 1 0 - 1 0

白銀会館 5 F

東京都冰雪販売業生活衛生同業組合

理事長 福 島 美 男

要 望 事 項

冰雪販売業者をはじめ飲食店に食材を卸す関連事業者が、事業継続をするために必要な支援策の創設を要望します。

昨年から断続的に実施される飲食店に対する休業要請や営業時短要請によって、飲食店や、飲食店に食材等を卸す関連事業者は、かつてない深刻な売上不振に陥っています。

特に、東京都に出された4回目となる緊急事態宣言(7月12日から8月22日)は、酒類の提供を禁止とする大変厳しい内容で、夏に販売の最盛期を迎える我々冰雪販売業者は、極めて厳しい経営を強いられています。

当業界の事業者は、飲食店に対する販売が売上額の約8割以上を占め、繰り返される飲食店に対する休業要請や営業時短要請、アルコール提供の禁止により、大幅な売上減少が生じ、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の状況に疲弊し、今後の事業継続や従業員の雇用の維持に強い危機感を持っております。

東京都におかれましては今般の飲食店への営業時短要請や、アルコールの提供を終日禁止とする要請により、甚大な影響を受ける飲食店関連事業者の窮状をご高察いただき、下記の支援策を緊急要望いたします。

- 1 東京都中小企業者等月次支援給付金の制度拡大(飲食店と同規模の営業補償を要望)
- 2 昨年給付された持続化給付金に匹敵する規模の給付金再支給の国への働きかけ
- 3 家賃支援金再支給の国への働きかけ
- 4 コロナ収束後、冰雪販売業者をはじめ、生衛業者全般の需要を喚起するためのキャンペーンの実施

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都新宿区下落合 4 - 2 6 - 7

東京理容会館

東京都理容生活衛生同業組合

理事長 稲葉 孝博

要 望 事 項

1 更なる衛生管理の徹底とともに訪問理容に関して新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを遵守している組合サロンの積極的な活用をされたい。

ご存じの通り訪問理容に関しても店舗を開設していない業者がサービスを行っている例（移動理容車による当該保健所の許可区域を越えた訪問理容業者等）が多々見受けられます。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえると、一定の衛生措置が法律上も担保され、業界団体が主体となり策定した「理容業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守し、都道府県等の監視対象となっている理容所を持たない事業者の訪問理容を認めることについては、衛生水準の確保による防止等の目的が達成できない危険性が増すのではないのでしょうか。

本組合においては平成 28 年 3 月 24 日付けで「出張理容・美容の対象について」の厚生労働省課長通知が発出され、訪問理容のサービス対象者が拡大する中、利用者そして技術者の“安心”“安全”を守る面から改めて「訪問理容に関する衛生管理マニュアル」を策定し対応しております。東京都におかれましても本組合と連携いただき、訪問理容の充実に向けてご対応されるよう要望します。

なお、平成 25 年 12 月 25 日、厚生労働省より「出張理美容に関する衛生管理の徹底について」の通知が発出され、①出張理容を行う場所の確保と洗髪設備等にも十分配慮すること、②出張理容は理容店開設者が行うことがふさわしいことから、事業者選定にあたり十分配慮すること、が各市区町村及び福祉施設側に周知が図られたところであり、東京都としても、既にリーフレットやホームページ等を通じて衛生の確保を図っていることは十分に承知しており、更なる衛生管理の徹底とともに出張理容を行う実施主体は理容所開設者とすることを要望します。

特に都内各福祉施設における事業者選定につきましても、事業主体として相応しい本生衛組合並びに組合員店をご活用いただき、要介護高齢者等に安心良質なサービスが提供されるようご指導下さることを要望します。

要 望 事 項

2 競技大会等促進支援事業の予算増額とともにその対象事業の拡大を要望します

理容業をはじめとする私たち生活衛生業種は地域と共に歩み成長するまさに社会資本（ソーシャルキャピタル）といえるのではないのでしょうか。だからこそ、後継者育成は地域社会の一員である私たちにとって事業継承と並び喫緊の課題となっています。

このような中、本組合においては次の理容業を担っていく世代をいかに創り出し、若人に向けてどのような環境を提供し、次世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たち現役世代にとって大きな課題と認識し、毎年「東京都理容競技大会（東京都後援）」を60年以上の歴史を積み重ねながら開催している。技術こそ理容業の生命線であり、その技術を競う競技大会は理容業界の財産であり、そして、一般社会に向けても理容業の素晴らしさを強く訴えることの出来るコンテンツ（商品）でもあり、何よりも最高の後継者育成事業であると考えています。

また、「組合青年層の組織参画を促し親睦を図るとともに広く組合員・理容師という仲間づくり」を目的とし後継者育成という面から「フットサル大会」なども毎年開催しております。

東京都におかれましては「競技大会等促進支援事業」を実施していただき、本組合においても活用している実績がございます。

つきましては、「競技大会等促進支援事業」の更なる予算増額を要望するとともに後継者育成事業などにも幅広く活用できるよう対象事業の拡大を要望します。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都渋谷区代々木 1 - 5 6 - 4

美容会館

東京都美容生活衛生同業組合

理事長 金内 光信

要 望 事 項

1 行政による組合加入へのバックアップを要望します。

美容組合への加入が年々減少し、それと比例して未加入サロンが多くなり組合員の減少が止まりません。

組合へは任意加入であるが故の忸怩たる思いがあります。しかしながら、組合は常に行政との連携とその強化に努力しており、特に衛生管理における様々な事業と管理には組合の協力は欠かせないものと自負しております。

特に今日の新型コロナウイルス問題における私ども組合員の衛生管理については、最大の協力を推進し、努力をしてまいりました。

その結果、都内2万店を超える美容室において、コロナクラスターが1件も発生していないことは奇跡的事実であります。なぜなら、対面販売でお客様との接触機会が最も多い業種の1つである美容業は、1店舗が1カ月平均約100人のお客様と接客すると、都内全店舗で月に約200万人のお客様と密接な接客をしていることになり、年間にすると延べ約2,400万人との密な接客をすることとなります。

今後も、更なる衛生管理の強化を図り、都民の安心安全の確保につとめてまいりたいと思いますが、それには美容組合に全店舗が加入することで大きなファクターとなります。

つきましては、美容室開設窓口である保健所行政の中に、組合加入の推進強化を図る指針を出していただくよう要望します。

要 望 事 項

2 美容師法に違反する営業の防止と取締りの一層の強化について

美容サービスは消費者ニーズの多様化等により、さまざまな営業形態が生まれてきており、その中には美容師法に抵触するおそれのある事例が多数見受けられる。

美容師の資格が無い者による施術や、美容所以外の場所での違法営業（無確認営業）等による美容師法違反で検挙され、以前、マスコミでも大きく取り上げられた「まつ毛エクステンション」については、これまで保健所においては、危害の未然防止・拡大防止のため、営業者等に対して美容業務の適正な実施を確保するとともに、施術による危害防止の周知及び指導監視を図ってこられたと承知している。また、厚生労働省健康局生活衛生課との連携による美容組合の美容師に対する啓蒙と教育等具体的な活動も相俟って功を奏し、「まつ毛エクステンション」における違法行為は減少傾向にあると思われる。

しかしながら、美容所以外での事例としては、貸衣装業者や写真スタジオにおける美容行為及び無資格者による施術の事例、さらに育毛を目的としたヘッドスパや増毛エクステンションなどのサービスにおいて主にエステティックサロンや専門サロンにて無資格者が行っている美容行為の事例など、美容師法に違反して行われる周縁ビジネスに対する取り締まりが十分とは言えない状況と思われる。東京都においては、消費者ニーズの多様化に対応した新たな美容サービスにおいても、美容師の資格を持つ者が衛生設備の整った美容所で施術を適切に行うことが遵守されることで、消費者である都民の安全が確保されるよう違法営業の防止と取締りの一層の強化に取り組まれない。あわせて、美容師法遵守を広く消費者側にも知っていただく為の対策を要望します。

要 望 事 項

3 出張美容の実施に係る条例の一部改正について

美容所以外の場所で美容の業務を行なうことについては、美容師法でその対象範囲を定め出張して美容サービスを行なうことが認められておりますが、近年この対象範囲については、利用者ニーズ等を踏まえ次のとおり拡大されております。

- ・ 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの。
- ・ 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの。

この範囲拡大と高齢化に伴い当組合の出張美容の消費者ニーズも年々増加しております。当組合所属の美容師による出張美容については、保健所に登録のある美容所の美容師が行ない、また、美容賠償責任補償制度への全員加入により万一の事故にも対応できます。

しかしながら、美容所に所属のない美容師が行なう出張美容は、保健所登録もなく、衛生設備の確保や保険加入の有無も不明な美容師が行なうものとなり、消費者の安全安心が担保されておられません。

については、出張美容を行なえるのは美容所に所属のある美容師が行なうべきと考えますので、このことについて東京都の条例の一部変更を要望します。

要 望 事 項

4 新型コロナウイルス感染症に係る美容業売上減少に対する助成について

一向に収束しない新型コロナウイルス感染症感染により、美容室における売り上げは2～3割以上の減少が続いております。

私ども美容業は東京都内に2万店を超える美容サロンがあり、東京都の人口の2倍に相当する年間延べ約2,400万人のお客様を接客しているにも関わらず、政府及び小池都知事の方針に従いコロナ防御対策に取り組んでいる結果、未だ一件のクラスターも出しておりません。これは奇跡ともいべき事実であります。今後も更なる衛生強化に努め、都民の安全と安心を図って参る所存でございます。

どうかこのことを評価していただき、売上げの減少を補う為の更なる給付金の支給と、安全な美容室への来店を促し、美容業、そして経済の活性化に結び付く、東京都独自の来店支援策を立ち上げ、ご対応いただくよう切に要望させていただきます。

尚、僭越ながら、御支援いただく具体内容についての協議の場を頂ければ幸甚でございます。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都港区新橋 6 - 8 - 2

全国生衛会館 6 F

東京都興行生活衛生同業組合

理事長 菅野 信三

要 望 事 項

1 税金の減免

営業面積が大きいいため、それに対しての税金が、入場者減になると大きくのしかかることになる。営業を継続していく上で、事業所の床面積や従業員数から判断される外形標準課税の減免を要望する。

2 換気設備に対する補助金

換気設備は傷みやすい設備でもあり、最新の設備への更新が必要となる。映画館においての安全の生命線となる設備の更新に、補助をお願いしたい。

3 映画館スクリーンでの有料シネアド(都の広報等)

休業・時短での売り上げの減少の補助金的役割として、映画館のスクリーンの有料枠での援助をお願いしたい。(都の広報の拡散の役割も担える。)

東京都知事

小池 百合子 様

令和4年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和3年11月11日

東京都千代田区平河町2-5-5

全国旅館会館内

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 工藤 哲夫

要 望 事 項

1. 昨年度実施した「東京を、もっと楽しもうキャンペーン」(東京割)について、令和4年度は下記3点を加え、更に充実させて実施することを要望します。

- ① 国のGoToトラベル事業から独立させる
- ② 宿泊利用だけでなく、日帰り利用も対象とする
- ③ 「東京から東京へ」だけでなく、「東京以外から東京へ」も対象とする

コロナ禍において、ビジネス面では、リモート会議の有効性が立証され、東京で多く開催されていた集合会議や各種イベントは激減しています。観光面では、47都道府県で最も人口が多い東京は、当然、全国で最も多くの感染者をだしており、「全国一の危険地帯」というイメージが定着しており、東京の観光業及び宿泊業は大きな打撃を被っております。このような状況を打破するためには、安心・安全の確保を前提に、「東京を、もっと楽しもうキャンペーン」(東京割)を再実施し、「東京に行きたくなる」気持ちの醸成と、「東京に行きやすい」仕組みづくりが必要です。

再実施にあたっては、東京独自で差配できるように国のGoToトラベル事業から独立させ、宿泊に限定せずテレワークや研修・会議等での宿泊施設の日帰り利用も対象とし、東京在住者のみならず他府県在住者についても東京の施設を利用した場合は対象とする等、適用範囲を広げて実施するよう要望します。

要 望 事 項

2. 多額の投資の下に開設した東京2020大会の競技施設を利用する為、民間事業者の活用など様々な手法を用いて、国内外の人を集める世界的規模のスポーツ大会やイベントを積極的に招致・開催するよう要望します。

多額の投資の下に開設した東京2020大会の競技施設は、大会終了後もオリンピックレガシーとして東京の新たな魅力となり、東京に多くの人に来ていただくための大きな観光資源となります。

たとえば、「東京アクアティクスセンター」は、世界最高水準の水泳場として国際競技大会を開催します。「有明アリーナ」は、新たなスポーツ文化の拠点としてコンサートの開催や5GやAR等の最先端技術を活用したイベントを開催します。「カヌー・スラロームセンター」は、国内初の人工スラロームコースを活用して水上スポーツ体験や水上レジャーのイベントを開催します。「東京辰巳国際水泳場」は、大会後の転用工事が決まっており、アイスリンク施設(通年)としてフィギュアスケートなどの冬季スポーツ大会を開催します。

このように、東京2020大会の競技施設を利用し、国内外の人を集める世界的規模のスポーツ大会やイベントを積極的に招致・開催するよう要望します。

3. 旅館業法の改定によって可能となった「マンションの1室」でのホテル旅館営業の取扱いについては、各区によって対応がまちまちとなっています。これを東京都の指導により実質的な営業が不可能となるような方策の構築を要望します。

安心・安全を確保する目的で制定されている旅館業法が、平成30年6月の改定で、その目的の達成がおぼつかないまでに条件緩和がなされ、マンションの1室や雑居ビルの1フロアでもホテル旅館の営業許可証が発行される状況となっています。これは、民泊の中でも最も危険度が高いといわれている「家主不在型民泊」と何ら変わるものではありません。この状態を野放しにしている区がある一方で、厳しく条件を付している区があるなど、区により対応がまちまちです。

宿泊施設の「安心・安全を確保する」ため、東京都の指導により実質的な営業が不可能となるような統一的基準の構築を要望します。

要 望 事 項

4. コロナ対策で実施されている各種補償・助成制度について、前年度比較のみの資格要件を見直すよう要望します。

現在行われている休業補償や各種助成制度は、「前年と比べ何パーセント減少したか」が基準となっております。しかし、オリンピックを目標に設備工事を行い前年及び前々年休業していた企業も、継続企業と同様にダメージを受けております。

なにとぞ、前年との比較で資格要件を決めるのではなく、オリンピックを目指して設備投資をしてきた企業（2020年開業で前年との落ち込みが測れない企業）にも、補助・助成を利用できるよう要望します。

5. 世界の耳目が集まる東京の素晴らしい街並みを世界に発信するために、電柱等の地中化を積極的に推進するよう要望します。

都内に林立する電柱は、魅力ある都市景観を損ねるばかりでなく、ベビーカーや車いす利用者の安全な通行を阻害し、災害時には倒壊した電柱が避難や救急活動の妨げになります。

海外に目を向ければ、ロンドンやパリ、香港、シンガポールなどの欧米やアジアの主要都市では無電柱化がほぼ完了しているのに対し、東京23区の無電柱化率は未だ8%と、極めて低い水準にあります。

防災に強い、世界水準の観光都市として、魅力ある街づくりを推進するためにも、電線を地中へ収納し電柱をなくす「無電柱化」を、表通りだけでなく内側にある中小の道路にも実現いただけるよう要望します。

6. 旅館を訪れる海外からの旅行者をより一層増やすため、「TOKYO旅館ブランド構築・発信事業」の継続を要望します。

当組合が独自に東京の旅館の魅力をブランドとして発信する取組や、旅館を地域のネットワークの核として、地域の観光情報の発信や、地域の商店、飲食店、観光協会等と連携した新たな取組など、様々な付加価値を高める対応への支援制度である「TOKYO旅館ブランド構築・発信事業」の継続を要望します。

要 望 事 項

<地方税関係>

7. 固定資産税は平成6年に、それまで公示価格の2～3割の水準であった評価を7割に上げたにもかかわらず、税率は変更せずそのまますえおき、負担調整措置などの調整方式で税率を算出している。そのため複雑な計算方法となり分かりにくいのが実情である。よって、上げた評価に見合う税率を決め、誰もが分かり易く算出でき、納得且つ安心して納税出来る方法に改めて頂きたい。

平成6年に固定資産税評価を「公示価格の7割」とし実質約5倍に上げたものの、税額はそのまま据え置きにして、その差額を負担調整措置で調整しながら上げて来たのが、現在行われている固定資産税の算出方法です。評価額を約5倍に上げ税率はそのまま据え置いたことは、法律改正を行わずに増税を行った、いわば憲法第84条の租税法律主義に反した行為です。

更に、東京都心部や北海道の原野等、経済的な状況が全く異なる全国各地を同じ税率で課税するというやり方も矛盾をはらんだ方法といわざるを得ません。いまだデフレを脱していない日本経済において、景気を回復させることが何よりも重要であることを考え、公平に安心して納税出来る方法に改めるよう強く要望します。

<地方税関係>

8. 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置について、現在は、昨年(令和2年)の事業収入が令和元年より一定数減少している場合に、今年(令和3年)分の税金に限って軽減することとなっています。この軽減措置制度を今年に限定せず、来年(令和4年)も実施されるよう要望します。

帝国データバンクによると、今年(令和3年)上半期(1月～6月)のホテル・旅館経営者の倒産は、件数こそ前年同期より減少しているものの、負債総額は1,218億3,500万円で前年同期比127%増と倍増以上になっています。また、倒産以外の休廃業・解散のホテル旅館は前年同期比55.2%増と大きく増加し、「経営体力が限界に達するなど、経営再起への諦めムードが広がりつつある」としています。新型コロナウイルス感染症の影響によるホテル旅館の経営不振は、昨年に限ったものではなく、今年も続いているばかりか、それ以上ともいえる悲惨な状況です。固定資産税・都市計画税の軽減措置を令和3年分に限定せず、令和4年分も継続実施されるよう要望します。

要 望 事 項

〈地方税関係〉

9. 事業所税について、固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており、廃止するよう要望します。

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境整備及び改善に関する事業に要する費用を充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目し、昭和50年度に創設されました。

都市整備については、その目的はほぼ達成され、また、行政サービスとの関係での租税負担は事業税に織り込まれており、床面積を課税標準とする資産割については、固定資産税及び都市計画税、従業者割については外形標準化された事業税と二重課税になっています。

また、政府で推し進める好循環実現についても、資産割や従業員給与割を納税義務者としている限りは、事業所が設備投資や従業者の賃金の引き上げにも影響を及ぼすことから、事業所税を廃止するよう要望します。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 4 年度

(公財)東京都生活衛生営業指導センターが
行う事業に関する要望書

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

東京都渋谷区広尾 5-7-1

(公財)東京都生活衛生営業指導センター
理事長 三田 芳裕

(公財)東京都生活衛生営業指導センター

会 員 団 体

東京都鮪商生活衛生同業組合	理事長	山 縣	正
東京都麺類生活衛生同業組合	理事長	田 中	秀 樹
東京都中華料理生活衛生同業組合	理事長	玄 地	正 和
東京都社交飲食業生活衛生同業組合	理事長	塚 口	智
東京都料理生活衛生同業組合	理事長	三 田	芳 裕
東京都飲食業生活衛生同業組合	理事長	原 田	啓 助
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合	理事長	本 間	修
東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	理事長	鈴 木	章 夫
東京都冰雪販売業生活衛生同業組合	理事長	福 島	美 男
東京都理容生活衛生同業組合	理事長	稻 葉	孝 博
東京都美容生活衛生同業組合	理事長	金 内	光 信
東京都興行生活衛生同業組合	理事長	菅 野	信 三
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	工 藤	哲 夫
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	理事長	佐 藤	明 弘
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	理事長	近 藤	和 幸
東京都クリーニング生活衛生同業組合	理事長	伊 澤	勝 令

要望の要旨

平素から、(公財)東京都生活衛生営業指導センターの事業につきまして、格別のご理解、ご支援をいただき、御礼申し上げます。

私どもの団体は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された公益法人です。

生活衛生関係営業における経営の安定化・健全化等を通して業の振興を図り、衛生水準の維持向上及び消費者利益の確保のための各種公益目的事業を行っております。

生衛業の経営環境は、これまでの厳しい状況に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期にわたり、ようやく10月に緊急事態宣言が解除されましたが、第6波も懸念され、より一層厳しい経営が長く続くことが想定されます。

この状況下において、生衛業の振興及び衛生水準の向上を図るための事業は、営業者はもとより消費者からも期待され、事業の充実がより求められています。

東京都におかれましては、当指導センターの機能の一層の充実を図るためのご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

1 生活衛生関係営業対策事業費補助金及び生活衛生営業振興事業費補助金の確保について要望します。

東京都生活衛生営業指導センター（以下、「指導センター」という。）は、国庫補助基準に基づき、都から補助金を受け、経営指導員による生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談、指導などを行うことにより、生衛業の衛生水準の確保及び経営の安定化のための振興を図っており、都民の日常生活に大きな役割を果たしております。

あわせて、東京都からの単独補助金により、生衛業の情報化支援、経営改善のための経営相談、異業種の連携や協働による新たな営業の展開を図るための支援等、生衛業の振興・経営の健全化を図るための事業を行っております。

生衛業を取り巻く経営環境が依然として厳しいなかにおいて、各生活衛生同業組合からは、指導センターに対して各種事業の一層の拡充についての要望が挙げられております。

指導センターの運営費、事業費の約 80%が国及び東京都からの補助金で賄われており、今後の生衛業の更なる振興を図るためには補助金の確保が必要不可欠であり、これまで指導センターが生活衛生同業組合の振興等に果たしてきた役割を今後も適正に執行できますよう、特段の配慮をお願いいたします。

要 望 事 項

2 経営指導員の体制強化を要望します。

東京都内には、生衛業施設が約 21 万施設あり、全国施設数の 10 パーセント以上を占めていて、他県の数倍の施設数となっています。

このような状況下において、当指導センターの経営指導員は、生衛業への経営指導や地域生活支援事業・感染症対策事業を始めとした都民の健康・福祉の向上のための多くの東京都補助事業（国庫補助対象事業及び東京都単独補助事業）を実施しています。しかしながら、当指導センターの経営指導員は、国庫補助要綱により、定数が 4 名と査定されており、各事業予算の工夫により、非常勤職員及び臨時職員を雇用する中で、日常業務に何とか対応しているのが実態です。

指導センターが、その役割を適正に発揮するためにも、都の実態に即した経営指導員の配置・拡充について国に働きかけるなど、都としても経営指導体制強化に向けた配慮をよろしくお願いいたします。

要 望 事 項

一 東京都戦没者追悼式について

戦没者追悼式は、御英霊の慰霊・顕彰と戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える重要な式典です。

本年8月15日の東京都戦没者追悼式については、新型コロナウイルス感染拡大による「緊急事態宣言」が発出される中、東京都のご尽力により、安全を確保し厳かに挙行できたことを深く感謝しています。

東京都南方地域戦没者追悼式及び東京都硫黄島戦没者追悼式についても、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、確実に挙行されるようお願いいたします。

二 東京都戦没者霊苑の維持管理について

東京都戦没者霊苑は、先の大戦で亡くなられた東京都出身の16万人の戦没者を祀るとともに、戦没者の労苦を偲び、戦争の惨禍・平和の尊さを後世に伝えるために、平成30年度から、遺品の適切な保存と若い世代の来苑者が増加するよう、展示室等のリニューアルに向けた取り組みを進めていますが、今後も引き続き、予定している改修工事等、必要な予算措置をお願いいたします。

三 戦没者遺族に対する特別弔慰金の支給について

特別弔慰金の受給要件について、戦没者の祭祀を行っている遺族の実態に合った制度となるよう、戦没者の三親等内親族（甥・姪等）の「一年以上の生計関係を有すること」を要件としないよう、国に働きかけをされるようお願いいたします。

四 遺骨帰還事業の拡充強化について

平成28年3月に戦没者遺骨収集推進法が成立し、戦没者の遺骨収集は国の責務と位置付けられ、令和6年度までは集中実施期間として取り組んでいるところです。遺族も高齢化し、悲願である遺骨の帰還を一刻も早く実現するため、引き続き国への働きかけをお願いいたします。

東京都令和4年度予算編成における介護政策に対する要望事項

令和3年11月11日(木)

一般社団法人全国介護事業者連盟 東京都支部

支部長 袴田義輝

日本で一番の経済圏と人口を有する東京都は、全国一律の介護保険制度の課題解決に向けた先進的取り組みのモデルであり、他の道府県とは異なる特性を持つことから、その特性を踏まえた上で、介護政策及び新型コロナウイルス感染症対策について下記のとおり要望・提言致します。

◆東京都の介護政策立案における強み

1. 日本一の経済圏であり、人材、資金、資産、情報の拠点である。
2. 先進的な取り組みを行っている介護事業者が多数存在し、全国に先駆けた運営ノウハウが蓄積している。
3. 人口密集地であるため、物理的距離が近いことから効率的な介護サービス提供が可能である。

◆東京都の介護政策立案における課題と要望事項

1. 日本一の地価であるために土地・不動産の確保が困難なことから介護施設の数が不足している。とりわけ、経済的に制約のある高齢者の施設が圧倒的に不足している。

○東京都の土地・不動産事情を鑑み、施設設備基準に対する独自の要件見直しを柔軟に行って頂きたい。

都市型軽費老人ホームや認証保育所のように東京都独自による施設設備要件の一層の緩和を検討頂きたい。介護保険事業所は全国一律での設備基準となっているため、要件緩和は原則的に困難であるが、例えば、「サービス付き高齢者向け住宅と同様の考え方に基つき、東京都独自の高齢者住宅に対する設備補助を検討頂く」、「介護保険法において広さの定義が示されていない設備に対して、市区町村ごとの独自解釈によって制約されている介護事業所の事務室、相談室、トイレ、お風呂、調理場といった設備について東京都独自の柔軟な解釈要件を提示頂く」などを検討頂きたい。

○特別養護老人ホーム等施設整備費補助制度に関する見直し

特別養護老人ホーム等施設整備費補助制度における、審査要領の一部見直しを検討頂きたい。「法人の負債総額が総資産の2分の1を超えていないこと」が補助協議の受付基準として示されているが、必ずしも負債額や負債割合が財務の健全性を表すわけではなく、広域な事業展開を行っている際には負債額や負債割合が高まることとなる。事業の収支実績、とりわけキャッシュフローベースでの資金繰りがしっかりと整っていれば財務体質に問題があるわけではないことから、運営ノウハウが蓄積され専門性の高い介護サービスの提供が期待できる広域な事業展開を行う法人の事業参入の可能性を広げることは重要である。補助協議の受付基準として定められている

「法人負債総額の総資産2分の1以下」の基準については要件を緩和頂き、公募選定の過程でより精緻な財務分析を行い、採択先を決定するよう強く要望する。

○介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助要綱に関する見直し

令和3年度介護専用型有料老人ホーム施設整備補助要綱に示されている各種補助について、「介護専用型有料老人ホーム」向けのみとなっているが、「混合型有料老人ホーム」に対しても同様の補助制度を整えることを検討頂きたい。多様な高齢者を受入れるコンセプトに基づく施設や、自立支援の推進の観点からも大変重要な役割があることに鑑み、混合型有料老人ホーム施設整備補助制度を検討頂きたい。

2. 日本一の経済圏であることから、数多くの優良企業による雇用環境が整っており、結果として介護業界での働き手が不足し、介護業界における有効求人倍率は全国トップレベルの水準となっている。

○ICT機器の活用に伴う介護職員の負担軽減策の更なる促進

令和2年度までは介護保険施設等におけるICT活用促進事業として見守り支援機器等の補助が「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホーム」において支援頂いた。令和3年度からは介護保険施設等におけるデジタル機器導入促進支援事業においては「ソフトウェア・クラウドサービス、タブレットやWi-Fi環境など」に対する支援策を講じて頂いたところである。令和4年度は、是非ともこれまで支援対象に含まれていない「特定施設・サービス付き高齢者向け住宅などの他の居住系サービス」に対する見守り支援機器等の補助を検討頂きたい。

○科学的介護情報システム「LIFE」に対する支援策

令和3年度介護報酬改定において本格的な運用がスタートした科学的介護情報システム「LIFE」は今後の介護保険制度における大変重要な仕組みであり、エビデンスに基づく科学的介護の実践は介護業界にとって最も重要なテーマの1つである。この「LIFE」への取り組みにむけては要介護高齢者1人ひとりの膨大な定量情報のアセスメントとデータ入力が必要とされており、介護事業者・介護従事者にとっては更なる業務負担増となっていることから、全国に先駆けて「LIFE」に対する支援策を検討頂きたい。例えば、事業者・従事者に対する研修の機会を設けることや、活用事例・好事例の共有・発信などを検討頂きたい。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護現場では感染予防対策への取り組みが継続して必要である。

○新型コロナウイルス感染症対策として3度目のワクチン接種における介護関係者の優先接種

東京都では、昨年全国に先駆けて介護関係者への一斉PCR検査体制の確立など、介護現場に対する感染拡大施策を迅速に講じて頂いたところである。現在、感染拡大状況は減少傾向にあるものの、再度の感染拡大のタイミング予測は難しく、第6波に備えた入念な対策案が必要であり、感染拡大防止に向けた最大の効果を発揮するワクチン接種について、現在検討されている3度目の接種においては、介護関係者、要介護高齢者、介護従事者、とりわけ在宅介護事業者も優先接種が可能なルール整備を検討頂きたい。

令和3年11月11日

東京都知事
小池 百合子 様

公益社団法人東京都看護協会
会長 山元 恵子

一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会
会長 椎名 美恵子

令和4年度予算編成における団体等要望について

日頃から東京都看護協会及び東京都訪問看護ステーション協会の事業にご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により亡くなられた方々に対しては衷心よりお悔やみ申し上げますと共に、罹患された方々の一日も早い回復と復旧をお祈り致します。

さて、新型コロナウイルス感染症に対してはワクチン接種も漸く軌道に乗り、新規感染者数も最近は落ち着きを見せていますが、変異ウイルスの影響もあり、年末は第6波も予想される状況にあります。

こうした中、都内で働く約13万人の看護職は今もそれぞれの現場において患者や利用者の皆様の命と暮らしを守るため新型コロナウイルスと対峙しており、厳しい戦いが続いているというのが医療現場の実情です。

こうした状況の中で令和4年度の東京都予算への要望にあたってはポストコロナを見据えた対策を中心に以下の点の実現を強く要望致します。

1. ポストコロナを見据えた対策について

(1) コロナ禍における看護職の処遇改善について

看護職はその職に対し常に高い使命感と倫理観を持ち、日々の勤務を全うしているが、一方では様々な理由で多くの人が離職していることも現実である。

看護職として誇りをもって働くことに相応しい処遇や手当が措置され、報われていると実感できる処遇を図られたい。

あわせて看護職などの処遇改善のため、医療機関などに対する経営支援について一層の充実を図られたい。

(2) 看護職に対する感染症対策の教育の充実

今回、200床未満の医療機関や介護関連施設などでは新型コロナウイルス感染症への感染を制御する必要性が改めて確認された。このため看護管理や感染対策など感染制御に関して専門性の高い教育を受けた看護師の養成を促進し、配置を義務付けるなど感染対策の一層の強化を図られたい。

(3) 感染症対策部署の保健師定数の増加と区市町村に所属する保健師への教育の充実

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、保健所では感染症対策以外の保健師が兼務で対応に当たるなど、体制のひっ迫が深刻化している。

政府は昨年末、感染症対策を専門で担当する保健師を現在の1.5倍に増やせるよう自治体への財政支援を拡充する方針を固めた。都、特別区及び保健所政令市などの保健所においても、この政府方針のもと感染症対策の保健師の定数の増加を確実に進められるよう対応されたい。

また、区市町村に所属する行政保健師は感染症対策に直接的に対応していない場合もあり、経験がないこともあるため新たに感染症教育の充実を支援されたい。

(4) 自殺対策の充実と従事する看護職の人材確保

新型コロナウイルス感染症の拡大により、自殺者数は12か月連続で増加し、特に女性が増えるなど深刻な状況が続いている。

働く人や社会から孤立した人の自殺対策が必要であり、そうした自殺対策の充実とともに、自殺対策に従事する保健師・産業保健師・産業保健分野の看護師の人材確保を図られたい。

(5) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を支える看護職への人材育成

新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などの社会環境の変化は様々な不安やストレスの要因となっており、特に子育て中の親子が不安や悩みを深め、深刻化している。

都では、昨年「東京都子供・子育て支援総合計画（第二期）」を策定し、子育ての多様な取組を推進することにより、安心して子供を産み育てられ、全ての子供たちが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととしている。

こうした点を踏まえ、地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、支援

を必要とする子供や家庭への支援を充実するため、子育て支援を支える看護職への人材の育成を図られたい。

2. 看護職の確保・定着推進及び養成と教育について

(1) 看護基礎教育4年制化について

医療の高度化、地域完結型医療へ転換される中で、今後、看護職はより広範で高い能力が求められ、また役割も多様化している。

そうした中、教育内容の拡充は時代の要請であるにもかかわらず、2022年改正予定のカリキュラムでは修業年限は据え置かれたままである。

限られた時間において教育内容の増加は実習時間の短縮を意味するが、他方現場との乖離は直接新人の早期離職に影響を及ぼす。このため医療を支える看護職はより広く深い学びが欠かせず、修業年限の延長は必須である。

都は「看護基礎教育4年制化」を国に要望するとともに、特に都立大学や都立看護専門学校で先駆的に実施されたい。

(2) 准看護師養成停止について

准看護師制度での教育内容は今日の医療に対応し、多職種と協働するなどの現状に対して不十分である。安全な医療の確保の観点から准看護師養成を停止し、看護師への移行に力をいれるよう、都として取り組むとともに国へ働きかけられたい。

(3) 医療的ケア児を支援するための看護職などの配置と教育について

令和3年9月から施行される「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けることができるようサポート体制や教育の充実が図られることとなった。

このため、保育所や認定こども園などの保育を行う施設、学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学級など）及び放課後児童健全育成事業において常勤の看護職を配置するとともに看護教諭や保育士に対する教育の充実を図られたい。

(4) 潜在看護師活用の体制整備とプラチナナース活用に向けた支援

今回、新型コロナウイルス感染症関連の業務の必要性が高まった結果、潜在看護職を掘り起こし、その後就業に繋がったケースが大量にみられ、潜在看護師が有する能力やスキルに応じて活躍の場があることが立証された。今後も、潜在看護師を活用できる体制を構築されたい。

また、就業人口の減少により、経験豊富なプラチナナースの活用はこれからの時代に特に有用であることから、引きつづき就業継続について支援を図られたい。

(5) 訪問看護提供体制の強化

2025年までに訪問看護人材は約12万人必要とされるが、現状の看護人材では約5万人に留まっている。都では訪問看護ステーションに対して様々な補助制度を設けているが、訪問看護の人材確保、事業所支援を中心とした訪問看護提供体制の強化の施策を一層推進されたい。

3. 災害発生時の連携及び支援について

(1) 災害発生時の自治体や医療機関などと連携のための仕組みづくりに対する支援
大規模災害発生時には、看護職も自身が勤務する医療施設等に出勤できないケースが想定される。その場合に被災した場所から参集可能な最寄りの自治体、救護施設、医療機関などにおいて救護活動がスムーズに行えるような新たな仕組みづくりを検討されたい。

また、災害時の広域災害救急医療情報システム (EMIS) は災害時の医療にかかわる情報共有のツールであり、東京都看護協会としても活用できるよう検討されたい。

(2) 災害支援ナース制度確立のための支援と活用について

東京都看護協会では、「災害支援ナース」の制度があり、養成研修及びこの要員の維持のため2年ごとに更新研修を実施し、現在、当協会でおおよそ1,000人の看護職が登録されている。

この災害支援ナース制度の有効活用のためには都の施策との整合性や関係団体との協力や連携が必須である。このため、運用マニュアル作成の際の助言や資材の確保などについて支援を図られたい。